平成２９年（フ）第２０８８号
札幌市豊平区西岡５条２丁目11番10号
債務者　志部谷慈人
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０４号
札幌市南区石山東１丁目５番８号
債務者　佐々木日向日
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１１号
札幌市手稲区前田５条15丁目８番14号　リバティハウス102号
債務者　貝瀬　廣司
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２１号
札幌市白石区栄通５丁目１番11―101号　中鳩方、住民票上の住所札幌市西区西野７条９丁目２番１号
債務者　小坂　英昭
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４０号
札幌市白石区平和通17丁目北２番10―101号
債務者　菅　　織絵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５９号
札幌市手稲区手稲本町５条４丁目４番20号　ラピスヒル101号
債務者　奈良由香利（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６３号
札幌市豊平区豊平４条７丁目４番８―402号
債務者　内海こずえ（旧姓春日）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６９号
札幌市豊平区福住１条１丁目８番24―203号
債務者　横山　太郎
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７８号
札幌市東区北23条東18丁目５番６―207号
債務者　篠永あづさ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１９号
札幌市東区北31条東９丁目１番15号　ハイム北31―205号
債務者　岡部有莉菜
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２５号
札幌市手稲区前田１条２丁目５番３号
債務者　笠島　真洋
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８号
釧路市星が浦北４丁目３番22号
債務者　小椋　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５５号
釧路市興津４丁目15番11号
債務者　笠井亜貴恵（旧姓萩生田）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５９号
釧路市興津５丁目１番40号
債務者　高橋　　幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８２号
群馬県渋川市北橘町八崎1316番地２
債務者　塩谷　尚哉
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８３号
群馬県前橋市川原町207番地11
債務者　金　　竜太
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８４号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｊ―217号
債務者　星野まゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８６号
群馬県佐波郡玉村町大字板井39番地　町営辰巳団地第177号
債務者　椎名　　渉
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係